

自動車の購入及び賃貸借に係る 契約について(案)

令和6年10月31日

■ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の見直し

- ➔ 現行の自動車の購入及び賃貸借に係る契約において総合評価落札方式の「燃費基準値」として使用しているグリーン購入法に係る自動車の判断の基準が令和4年12月に改定された「エコカー減税」との整合を図った見直しを予定

- 乗用車については現行（令和6（2025）年度）の2030年度燃費基準値の70%達成レベルから令和7（2025）年度は80%達成レベルに強化予定
- 重量車（バス等、トラック等、トラクタ）については令和7（2025）年度から2025年度燃費基準値の95%達成レベルに強化予定
 - ✓ 小型貨物車及び小型バスに係る燃費基準値については令和7（2025）年度において市場への供給状況等を踏まえ改めて検討

グリーン購入法の自動車に係る判断の基準の改定を受け**自動車の購入及び賃貸借に係る契約**の評価値算定例を変更、**解説資料に反映**

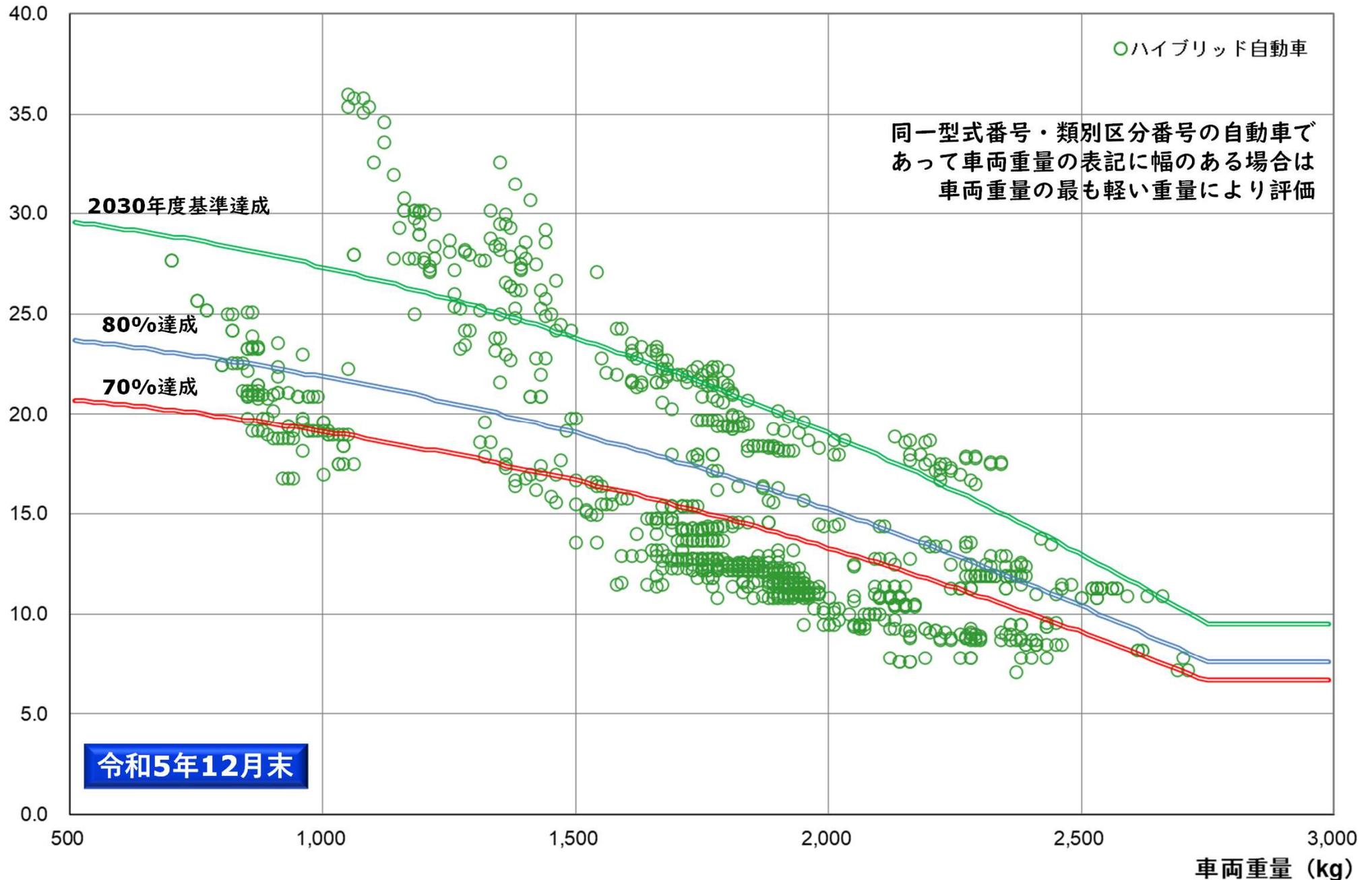
【参考】自動車の燃費に係る判断の基準案

令和7年度における自動車の燃費に係る判断の基準案（6年度との比較）

車種	令和6年度の判断の基準	令和7年度の判断の基準（案）
乗用車	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2（ガソリン又はLPGの場合）及び備考12（ <u>2030年度基準70%達成レベル</u> ）を満たすこと）	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2（ガソリン又はLPGの場合）及び備考12（ <u>2030年度基準80%達成レベル</u> ）を満たすこと）
小型バス	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>2015年度燃費基準値</u> ）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（据え置き）
小型貨物車	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>2022年度基準90%達成レベル</u> ）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（据え置き）
バス等	基準値1：電動車等	基準値1：電動車等
トラック等	基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの（2015年度基準の+5%超過	基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの（ <u>2025年度基準95%達成レベル</u> ）
トラクタ	達成レベル）	

【参考】HV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）

燃費 (km/L)



【参考】2030年度燃費基準値に対応した総合評価値の算定方法

【総合評価値の算定方法】

$$\text{総合評価値} = \frac{\text{環境性能に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}}$$

標準点(100点) + 加算点

入札価格(円) ÷ 1万円

$$\text{加算点} = \text{満点}(50\text{点}) \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

- 燃費目標値は燃費基準値の2倍、加算点の満点（上限値）は50点に固定
- 「提案車の燃費値」及び「燃費基準値」の単位はkm/L
- 加算点の式の分母は **燃費基準値** = 燃費目標値 - 燃費基準値 = 燃費基準値 × 2 - 燃費基準値

グリーン購入法における乗用車の燃費基準値の算定式（WLTCモード）

燃費基準値（FE:km/L）は車両重量（M:kg）に応じ以下のとおり

$$\rightarrow FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$\rightarrow FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FEは小数点以下第2位を四捨五入

α:燃費基準達成率で0.8 **β:燃料がガソリンの場合1.0、軽油の場合1.1、LPガスの場合0.74**